

# 愛媛県立東温高等学校部活動に係る活動方針

## 1 体育部

(活動の目的)

第1条 体育部活動は、生徒がより高い水準の技能や記録に挑戦しながら、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上と健康の増進を図り、自主性、協調性、責任感など、人格形成に必要な資質を身に付けていくことを目指すものである。

(部活動の運営)

第2条 部活動は、節度を持って合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことを基本とする。なお、活動時間や休養日等については、次のことを遵守する。

### (1) 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（土曜日及び日曜日等を含む）では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことを基本とする。

ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、年単位における活動時間を目安とし、年間を通じた1日の平均活動時間が、平日では2時間程度、学校の休業日では3時間程度となるように計画・実施する。

なお、※<sup>1</sup>公式戦及び特別行事等を控えている時期については、校長の許可を得て、活動時間を延長することができる。

### (2) 休養日について

週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日を設けることを基本とする。

ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、年単位における休養日を目安とし、年間を通じた平均休養日が、週当たり2日以上となるように計画・実施する。なお、公式戦及び特別行事等を控えている時期については、校長の許可を得て、休養日に活動することができる。

### (3) 長期休業中の活動について

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

ただし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けるよう努めるものとする。

### (4) 定期考査の発表中及び考査中の部活動について

定期考査の発表中及び考査中の部活動は、原則として禁止する。

ただし、※<sup>2</sup>特別な事由のある場合は、校長の許可を得て活動することができる。

(部活動の終了時間)

第3条 部活動終了時刻は、原則、3月から11月までは19時00分とし、12月から2月までは18時30分とする。ただし、校長の許可を得て、練習時間を延長することができる。

(部活動時の熱中症対策)

第4条 熱中症予防の観点から、気象庁の高温注意情報や環境庁の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。また、合宿の初日、休み明け、気温が上昇した日の練習は、選手の体調などを考慮し、暑さに体が慣れるまで、練習内容を考慮する。

※1 公式戦及び特別行事等を控えている時期：大会開始1か月前

活動の延長：平日は30分間の延長が可能。休養日の活動時間：通常の活動時間に準ずる。

※2 特別な事由のある場合：時期は限定しない。

## 2 文化部

### (活動の目的)

第1条 文化部活動は、生徒が自らが芸術文化及び科学等の文化的活動に親しみ、より高い水準の目標の達成に挑戦しながら、自主性、協調性、責任感など、人格形成に必要な資質を身に付けていくことを目指すものである。

### (部活動の運営)

第2条 部活動は、節度を持って合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことを基本とする。なお、活動時間や休養日等については、次のことを遵守する。

#### (1) 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（土曜日及び日曜日等を含む）では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことを基本とする。

ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、年単位における活動時間を目安とし、年間を通じた1日の平均活動時間が、平日では2時間程度、学校の休業日では3時間程度となるように計画・実施する。

なお、<sup>※1</sup>公式戦及び特別行事等を控えている時期については、校長の許可を得て、活動時間を延長することができる。

#### (2) 休養日について

週当たり2日以上休養日（平日1日、休日1日）を設けることを基本とする。

ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、年単位における休養日を目安とし、年間を通じた平均休養日が、週当たり2日以上となるように計画・実施する。なお、公式戦及び特別行事等を控えている時期については、校長の許可を得て、休養日に活動することができる。

#### (3) 長期休業中の活動について

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

ただし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けるよう努めるものとする。

#### (4) 定期考査の発表中及び考査中の部活動について

定期考査の発表中及び考査中の部活動は、原則として禁止する。

ただし、<sup>※2</sup>特別な事由のある場合は、校長の許可を得て活動することができる。

### (部活動の終了時間)

第3条 部活動終了時刻は、原則、3月から11月までは19時00分とし、12月から2月までは18時30分とする。

ただし、校長の許可を得て、練習時間を延長することができる。

### (部活動時の熱中症対策)

第4条 熱中症予防の観点から、気象庁の高温注意情報や環境庁の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。また、合宿の初日、休み明け、気温が上昇した日の練習は、選手の体調などを考慮し、暑さに体が慣れるまで、練習内容を考慮する。

※1 公式戦及び特別行事等を控えている時期：大会開始1か月前

活動の延長：平日は30分間の延長が可能。休養日の活動時間：通常の活動時間に準ずる。

※2 特別な事由のある場合：時期は限定しない。